

公益社団法人 佐賀県理学療法士会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人佐賀県理学療法士会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を佐賀県佐賀市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、理学療法士の職業倫理の高揚を図るとともに、理学療法の学術及び技能の向上を推進し、もって県民の医療・保健・福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 理学療法を通じて、県民の医療・保健・福祉の増進に寄与するための事業
- (2) 理学療法士の職業倫理の高揚並びに学術及び技術の向上に関する事業
- (3) 理学療法士の教育機関に協力し、理学療法の資質向上に寄与する事業
- (4) 理学療法に関する会誌その他の刊行物の発行及び調査研究に寄与する事業
- (5) 内外の関連団体との連絡及び協力に関する事業
- (6) 理学療法士の社会的地位の向上及び相互福祉に関する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種別)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 理学療法士及び作業療法士法第2条第3項に規定する理学療法士で、この法人の目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 理学療法士以外で、この法人の目的に賛同し、この法人に対し育成・援助を図る個人又は法人であつて理事会の承認を得たもの
- (3) 名誉会員 この法人に多大の功績があつた者で、理事会の推薦を受け、総会の承認を得たもの

(入会)

第6条 正会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会が定めるところによる入会申込をし、その承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 正会員は、この法人の事業活動に必要な経費に充てるため、定款細則第8条第1項に基づき会費を支払わなければならない。

- 2 賛助会員は、この法人の事業活動に必要な経費に充てるため、定款細則第8条第3項に基づき賛助会員会費を支払わなければならない。

3 名誉会員は、会費の納入を免除する。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の3分の2以上の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 理学療法士の免許を取り消されたとき。
- (2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 第7条の支払義務を定款細則に定める期限までに履行しなかったとき。
- (4) 総会員が同意したとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定により退会し、除名され又はその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等及びその他の抛出金品はこれを返還しない。

第3章 社 員

(社 員)

第12条 この法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）における社員は、概ね正会員30人の中から1人の割合をもって選出される代議員とする。ただし、端数の取扱いについては理事会で定めるところによる。

- 2 代議員を選出するため、地区ごとに正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な事項は理事会で定める。
- 3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 4 代議員は、総会構成員として総会に出席し、定款で定める議決権を行使する。
- 5 第2項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と同じく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 第2項の代議員選挙は、2年に1度実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了後、次の代議員が就任する時までとする。ただし、再任は妨げない。なお、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員を選任

及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。

- 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えて、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第6項の代議員選挙終了の時までとする。
- 10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。
 - (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
 - (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
 - (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

（社員の資格喪失）

第13条 社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第9条乃至第11条に基づき、この法人の会員でなくなったとき
- (2) 休会しているとき
- (3) 選出地区から異動したとき

第4章 総 会

（構成）

第14条 総会は、全ての代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

（種別）

第15条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

（権限）

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額並びに報酬等の支給の基準
- (4) 定款の変更

- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (6) 会費の金額
 - (7) 解散及び残余財産の処分
 - (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡並びに公益目的事業の全部の廃止
 - (9) 理事会において総会に付議した事項
 - (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項の規定にかかわらず、個々の総会においては、第18条3項の書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は、決議することができない。

(開 催)

第17条 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の決議をしたとき。
- (2) 総代議員の議決権の5分の1以上を有する代議員から総会の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招 集)

第18条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を臨時総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開会の日の1週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第19条 総会の議長は、当該総会において、出席した代議員の中から選出する。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(定足数)

第21条 総会は、代議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第22条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。この場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による決議等)

第23条 総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって決議し、又は他の代議員に議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第24条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した代議員又は理事のうちからその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員を設置)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長、2名以上を副会長とし、その他の理事を常任理事とする。

3 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常任理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の職務を執行する。

4 常任理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の職務を執行する。

5 前3項の職務執行に係る権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、辞任又は任期満了により退任したことにより、第25条に定める定数を欠くことと

なるときは、辞任又は任期満了により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なおその権利義務を有する。

（ 役員 の 解 任 ）

第 3 0 条 理事及び監事は、総会の決議において解任することができる。

（ 役員 の 報 酬 ）

第 3 1 条 理事及び監事に対して、報酬等を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員報酬等及び費用に関する規程による。

（ 顧 問 及 び 相 談 役 ）

第 3 2 条 この法人に、任意の機関として顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応ずること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 顧問及び相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問及び相談役の報酬は、無報酬とする。

第6章 理 事 会

（ 構 成 ）

第 3 3 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（ 権 限 ）

第 3 4 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の職務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職
- (4) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

（ 招 集 ）

第 3 5 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（ 議 長 ）

第 3 6 条 理事会の議長は会長がこれに当たる。

（ 決 議 ）

第 3 7 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときには、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名捺印する。

第7章 財産及び会計

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(基本財産)

第40条 この法人の基本財産は、この法人の目的を達成するための事業を行うために不可欠な財産として、理事会で定めたものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保等にする場合は、理事会の決議を得なければならない。

(財産の構成)

第41条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第42条 この法人の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、別に定める。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画書、収支予算書及び資金調達並びに設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第45条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則)

第46条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第8章 委員会

(委員会)

第47条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(事務局の設置等)

第48条 この法人の事務を処理するために事務局を設置する。

2 事務局には事務局長及びその他の職員を置く。

3 事務局長及びその他の職員は、会長が理事会の決議を得て任免する。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、佐賀県知事の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく佐賀県知事に届け出なくてはならない。

(解散)

第50条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第51条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である時を除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第52条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法による。

第12章 附 則

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の設立の登記日現在の代表理事である会長及び業務執行理事である副会長及び常任理事は次に掲げる者とする。
会長 小柳伸一郎
副会長 片渕宏輔、峰松一茂
常任理事 溝上昭宏、小松 智、棕野智治、大川内直木、辻 晃剛
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この改正定款施行後、最初の代議員は、第12条に規定された方法で予め行う代議員選挙において代議員として選出された者とする。

附 則 この定款は、平成28年6月19日から施行する。

附 則 この定款は、平成30年2月11日から施行する。

附 則 この定款は、令和3年1月24日から施行する。

上記は当法人の現行定款に相違ありません。

令和 年 月 日

佐賀市兵庫北6丁目4番39号
公益社団法人佐賀県理学療法士会
代表理事 片渕 宏輔